

ほのぼの通信

発行
社会福祉法人 青森市社会福祉協議会
住所 青森市本町4-1-3
TEL 017-723-1340 FAX 017-777-0458



話し合いする荒川地区社協 櫻田会長(右)と同地区民児協 工藤副会長(左)

只今、検討中！

平成28年3月10日、荒川市民センターにおいて、「ほのぼのコミュニティ21推進事業」の説明会が行われました。説明会では、民生委員・児童委員を対象として、事業内容や対象世帯についての説明が行われました。

荒川地区は、以前に「ほのぼのコミュニティ21推進事業」に登録し、活動されていましたが、今回、再び登録を検討するにあたり、事業において要となる民生委員へ改めて説明が行われました。

説明会の中で、登録の為の課題とされたのが、他地域でも問題となつてゐる協力員の確保です。特効薬となるような方法は現状ではありませんが、地道に、日頃の活動の中から住民へ周知を行い、理解を得ていくのが、協力員確保への一番の近道だと思われます。

市社協では、「ほのぼのコミュニティ21推進事業」の実施を検討されている地区への説明及び既に実施されている地区への研修を随時行っておりますので、お気軽にご連絡下さい。

ほのぼの地区活動一覧

平成28年3月14日現在

地 区	ほのぼの交流事業			地 区	ほのぼの交流事業			地 区	ほのぼの交流事業		
	グループ	協力員	交流対象世帯		グループ	協力員	交流対象世帯		グループ	協力員	交流対象世帯
第一	0	0	0	高 田	0	0	0	勝 田 奥 野	7	20	7
東 部	0	0	0	横 内	7	10	11	久 須 志	0	0	0
堤 川 西	0	0	0	東 岳	0	0	0	幸 畑 団 地	0	0	0
本 町	3	3	5	荒 川	0	0	0	浪 館	11	30	20
中 央	1	2	2	浜 館	0	0	0	小 柳	2	4	2
青 森 駅 前	1	6	8	新 城	0	0	0	戸 山 団 地	14	20	19
県 庁 南	0	0	0	奥 内	44	55	100	石 江	1	2	1
篠 田	1	2	2	原 別	2	5	2	桜 川 団 地	4	18	6
沖 館	1	4	1	後 潟	0	0	0	妙 見	5	15	30
油 川	0	0	0	佃	0	0	0	小 柳 第 一	1	3	1
滝 内	3	7	3	花 園	1	3	1	南 部 中 央	7	17	8
大 野	0	0	0	旭 町	14	22	15	浪 岡	44	102	67
筒 井	0	0	0	野 内	39	43	43	合 计			
								22地区	213	393	354

「ほのぼのコミュニティ21推進事業」について

◇活動は……

住民（協力員）の編成するグループ（3名程度で1グループを編成）が、一人暮らし高齢者世帯等、地域とのつながりが必要と認められる世帯を定期的に訪問（週1、2回程度）し、声掛け・話し相手・連絡・通報など対象者のニーズ・要望にあわせた援助活動を行います。



活動については、お互い(協力員・対象者)の空いている時間を利用して下さい。普段の生活をする中で、できる範囲の活動を展開していきましょう。

◇対象となるのは……

- 親類が遠方にいる為めったに会えない等、ひとり暮らしで寂しい思いをしている高齢者
 - 身体が弱って、床につくことが多いひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯
 - 身体が思うように動かず困っている家に閉じこもりがちな障がい者世帯
 - 母子世帯・父子世帯など地域とのつながりが必要と認められる世帯
- ※以上で紹介しているのは、一例です。その他にも地区で見守りが必要と認める世帯が対象となりますので、お気軽にご相談下さい！

◇活動の留意点

1 チームワークで支え合いましょう！

一人で抱え込まずに協力員同士情報を交換しながらともに考え方行動していきましょう。

2 相手をよく知ろう！

人はいろいろな性格をもっています。生活の事をあれこれ詮索したり、指示されたりするのを嫌がる人もいるので注意しましょう。

3 聞き上手になろう！

なかなか外にでることのない人にとっては、誰かが訪問してくれるのは大変喜ばれ、いろいろなことを聞いてもらいたいものです。相手の話にじっくりと耳を傾けましょう。

4 プライバシーを守ろう

訪問によって知り得た情報については、必要なこと以外は口外しないようにしましょう。

〔※協力員の活動中のケガ・事故等については、「ボランティア活動保険」にて補償されていますので、万が一ケガや事故が発生したら速やかに青森市社会福祉協議会までお知らせください。〕

「福祉安心電話サービス事業」のご案内

事業は24時間体制で行われており、青森県社会福祉協議会及び青森市社会福祉協議会が設置者からの緊急通報や相談に対応しております。

また、安心電話設置者には、青森市社会福祉協議会の相談員が週1回「ふれあいテレフォンサービス」を実施し、様子をお伺いします。



◇事業の対象となっているのは…

- 65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者
- 65歳以上の高齢者のみの世帯
- 65歳以上の親族と同居している身体障害者（手帳の交付を受けている）等

※個別の加入条件等についての詳細は、各地域の地域包括支援センター又は青森市社会福祉協議会までお問合せ下さい。

尚、ご加入に際しては、緊急時に掛けつけて下さる地域の担当民生委員を含めた3名以上を確保していただくようご協力をいただいております。

また、サービスを利用されるためには、ご自宅の固定電話に福祉安心電話専用機器を、台所等に火災報知器を付設・設置することが必要となります。

◇協力員の役割

設置者に何らかの事態が発生して緊急通報がなされた時は、協力員には、中央センターからの要請を受けて、設置者の自宅に掛けつけて状況を確認した上で必要に応じた処置、対応をお願いします。

具体的には、設置者の自宅に駆け付けた時、病気やケガなどで苦しんでいた場合は、状況に応じて救急車の手配や処置を行い、また、火災の時は、安否確認と避難誘導、中央センターへ火災状況の報告をお願いします。

※ ただし、これらの対応につきましては、協力員の皆様が無理なく出来る範囲で行っていただきたいと思います。

また、協力員の対応の仕方が非難されたり、法的な責任を求められることはございませんのでご安心下さい。

尚、協力員の皆様の活動中のケガなどに備え、市社協負担で「福祉サービス総合補償」に加入しておりますので、活動中にケガなどされた場合には、速やかにご連絡下さい。

◇利用料は…

○一定の所得のある方

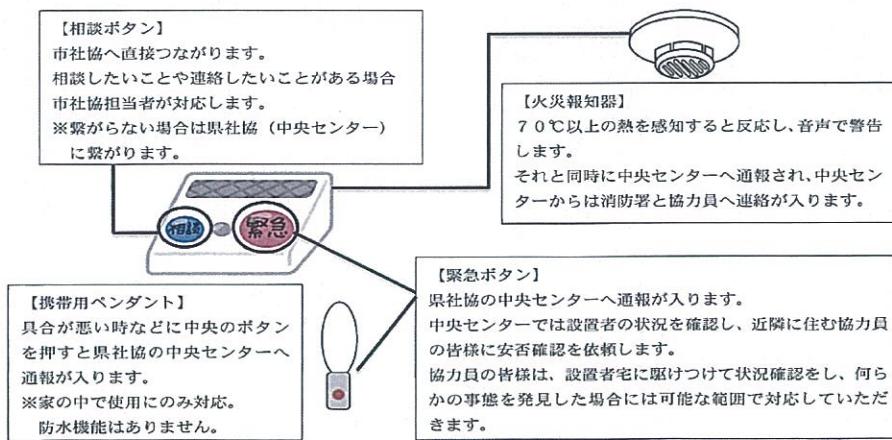
- ・設置費（機器本体・火災報知器・ペンダント） 66,000円
- ・運営費 月額 1,000円

○生活保護受給世帯・市民税非課税世帯

- ・設置費 無料
- ・運営費 ○市民税非課税世帯 月額 1,000円

○生活保護受給世帯 無料（青森市が負担）

◇安心電話の仕組



※電話に出ることが出来なくても、スピーカーでそのまま、お話が出来ます。

※機器のレンタルについて

- ・現在、先着順・台数限定で希望世帯へ安心電話の機器をレンタルしております。ご希望の方はお早めにご連絡をください。（機器が無くなり次第、終了となります）
- ・レンタルでは、設置費用66,000円が不要となり、レンタル料1,000円と月会費1,000円でご利用いただけます。（月額 2,000円）

※加入について必要な要件や利用できるサービスは、従来の福祉安心電話サービスと同様となっております。



悪質業者に気をつけましょう！！



悪質業者はあの手、この手で高齢者を狙っています。例えば…

<p>「料金が未納」 「払わないと裁判に」 などの言葉は、架空請求詐欺でよく使われます。</p> <p>身に覚えのない請求ではまず、架空請求や不当請求を疑いましょう。</p>	<p>「銀行より利息が良い」 「投資に失敗しても元本は保証します」 などの言葉は、老後のお金の心配に付け込んだ詐欺によく使われます。</p> <p>例えば… 投資商品の勧誘・会社や組合への出資・未公開株の購入などの文句で近づいてくる人には、特に気を付けましょう。</p>
<p>「手紙を受け取ったのは、選ばれた人だけ」 「代わりに買ってくれませんか？」 などの言葉は劇場型詐欺の勧誘の手口で多く使われます。</p> <p>例えば… 被災地支援事業・東京オリンピック関連の投資・個人情報の削除などの文句で近づいてくる人には、特に気をつけましょう。</p>	<p>「水道管が錆びていますよ」 「床下に白アリがいますよ」 などの言葉は、無料点検によって異常があると嘘をつき高額商品を売りつける又は工事費を請求する詐欺によく使われます。</p> <p>例えば… 布団や浄水器の販売・住宅リフォームなどの文句で近づいてくる人には、特に気を付けましょう。</p>
<p>「無料割引券」「日用品の格安チラシ」 「健康食品などの無料配布」 に誘われて販売会等に、足を踏み込むと欲しくもない高額商品を交わされる場合があります。</p>	<p>「現金を振り込め」 と言われたら、まず、振り込め詐欺を疑いましょう。 不審な電話があっても、慌てないで本人に連絡をとってみましょう。</p>

以上でご紹介したのは、詐欺手口のごく一部ですが、他にも、一度被害にあった人に「被害を取り戻す」などと言って、お金をだまし取る手口（二次被害）の被害も目立ちます。

高齢者の消費者トラブル被害を防ぐには、高齢者自身の注意も必要ですが、家族や地域の方々の見守りが大切です。高齢者がお金に困っている様子であったり、見なれない人が家に入りしていたらまず「どうしたの？」「何か高いものを買わされなかった？」「本当に必要なものなの？」など出来る範囲で声掛けを行いましょう。

また、悪質商法の被害にあった、又は悪質業者ではないか不審に感じた際にはすぐに、お近くの「消費生活センター」まで連絡を下さい！！

青森市民消費生活センター ☎017-722-2326
○受付時間／平日 8：30～18：00 ○休日／土・日・祝日・年末年始

電話の「188」を押すだけで繋がります。

青森県消費生活センター ☎017-722-3343
○受付時間／平日 9：00～17：30 ○土・日・祝日 10：00～16：00 ○休日／年末年始